

日交研シリーズ A-671

平成 27 年度共同研究プロジェクト

「自動運転と損害賠償責任」

刊行：2018 年 1 月

自動運転と損害賠償責任

自動運転車が関与する交通事故被害者の救済は現行法の体系で処理可能なのか
プロジェクト

Autonomous Vehicle and Civil Liability

Is it Possible to Resolve Auto Accident and Injured Victims Recovery Issue under Current Civil
Liability System in Japan?

主査：福田 弥夫（日本大学教授）

Yasuo FUKUDA

要 旨

本研究プロジェクトでは、技術の進展が著しい自動運転をめぐる民事責任の在り方について検討を加えた。自動運転といっても、そのレベルは 1 から 5 に分かれ、一般道においていわゆる運転席に座っている者を要求しないレベル 5 は、その実用化までかなりの期間が必要とされると考えられている。しかしながら、技術の進展は我々の予想を超えている。そこで、第一章において、本研究プロジェクトの検討対象を明らかにするとともに、第二章で自動運転と損害賠償責任についての詳細な検討を加える。ここでは、レベル 3 実現化の下で考えられる事故の形態を想定したうえで、自動運転技術においても先端的な地位にあると思われるアメリカにおける過失責任と製造物責任の動向を検討する。次に、日本における現行の自動車損害賠償保障法と損害賠償責任の法体系を検討し、民法 718 条に基づく責任の可能性について検討する。最後に、レベル 4 及びレベル 5 実現の際の残された課題について検討する。なお資料として、カリフォルニア州車両局が 2014 年 9 月より施行している、製造業者による自動運転についての試験走行に関する規則の翻訳文を掲載する。

キーワード：自動運転、賠償責任、損害賠償、製造物責任、不法行為責任

Keywords：Autonomous Driving, Civil Liability, Compensation, Product Liability, Torts Liability